

選 択 約 款

(空調夏期契約)

平成 30 年 8 月 1 日

福山ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 延滞利息	3
9. 料金および延滞利息の支払方法	4
10. 単位料金の調整	4
11. 名義の変更	5
12. 本支管工事費の精算	5
13. そ の 他	5
付 則	6
(別 表) 1. 適 用	7
2. 適用区分	7
3. 料金および消費税等相当額の算定方法	7
4. 料金表 1 (空調夏期契約第一種)	8
5. 料金表 2 (空調夏期契約第二種)	8
6. 料金表 3 (空調夏期契約第三種)	9

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとし、(3)および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」… 空调用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
- (2) 「空調機器」… 消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空调用熱源機をいいます。
- (3) 「その他期」… 4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいいます。

「冬期」… 12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

- (4) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。
- (6) 「基本料金」… 別表に定める定額基本料金と流量基本料金の合計をいいます。
- (7) 「単位料金」… 10に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、空調機器をご使用になり、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置される場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約第一種、空調夏期契約第二種または空調夏期契約第三種のいずれかを契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用をお申し込みされる場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 適用開始日は以下のとおりといたします。
 - ① ガス小売事業者または当社のガス小売供給約款もしくは他の選択約款（当社の最終保障供給約款も含む。）からの切り替えにより使用を開始された場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来するガス小売供給約款16(1)に規定する定例検針日の翌日。
ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用をいただく場合があります。
 - ② 新たにガスの使用を開始された場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合およびガス小売供給約款37(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。）は、原則として、お客さまの希望する日。
- (4) 当社は、本契約を解約またはガス小売供給約款に定める契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種

別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、本契約から他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行われた場合には、今回の検針日および解約を行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

なお、定例検針日は、原則として毎月末日（ガス小売供給約款の休日以外の日）といたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、空調夏期契約第一種には別表の料金表 1 を、空調夏期契約第二種には別表の料金表 2 を、空調夏期契約第三種には別表の料金表 3 を適用して、料金を算定し、料金算定期間の末日が冬期に属する場合には、ガス小売供給約款に定める料金の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期限日」といいます。）がガス小売供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客様が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客様の口座から引き落とした場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金

に含まれる消費税等相当額を除いたものいたします。

算定の対象となる本体料金 × 支払期限日の翌日から支払いの日までの日数 × 0.0274 パーセント
(1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表3(5)のとおりいたします。

- (3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じいたします。

9. 料金および延滞利息の支払方法

料金および延滞利息は、口座振替または払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、ガス小売供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表3(4)のとおりいたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートル当たり)} \\ & = \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートル当たり)} \\ & = \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数を切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、および原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

68,280 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表3(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）、およびトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9820 + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0195$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は、契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満に契約を解消されるとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全部申し受けます。

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成 30 年 7 月 31 日まで空調夏期契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成 30 年 8 月 1 日以降本選択約款が適用されるお客さまについては、平成 30 年 8 月 1 日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算定式により算定いたします。

（算定式）

料金 = (イ) 旧選択約款適用期間の料金 + (ロ) 本選択約款適用期間の料金

(イ) 旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 旧選択約款の基本料金 $\times D_1 / D$ + 旧選択約款の 8 の規定により平成 30 年 3 月から同 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 $\times V_1$

(ロ) 本小売約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 本選択約款の基本料金 $\times D_2 / D$ + 本選択約款の 10 の規定により平成 30 年 3 月から同 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 $\times V_2$

（備 考）

D は、料金算定期間の日数（ただし、ガス小売供給約款に定める 22 (3) の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日以下または 36 日以上の場合は、基本料金按分の算定式の D を 30 とする。）

D_1 は、D のうち平成 30 年 7 月 31 日までの期間に属する日数

D_2 は、D のうち平成 30 年 8 月 1 日以降の期間に属する日数

V は、料金算定期間の使用量

V_1 は、旧選択約款適用期間の使用量 = $V \times (45 \times D_1) / (45 \times D_1 + 46 \times D_2)$ （小数点以下の端数切り捨て）

V_2 は、本選択約款適用期間の使用量 = $V - V_1$

(別 表)

1. 適 用

料金算定期間の末日がその他期に属する料金について適用いたします。

2. 適用区分

料金表 1 空調夏期契約第一種に適用いたします。

料金表 2 空調夏期契約第二種に適用いたします。

料金表 3 空調夏期契約第三種に適用いたします。

3. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または 10 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

4. 料金表 1 (空調夏期契約第一種) (消費税等相当額を含みます)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	40,284.00 円
---------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	898.04 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	69.75 円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表 2 (空調夏期契約第二種) (消費税等相当額を含みます)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	7,884.00 円
---------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	898.04 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	76.08 円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表3（空調夏期契約第三種）（消費税等相当額を含みます）

(1) 定額基本料金

1 か月につき	1,620.00 円
---------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	898.04 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	82.21 円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。